

藤沢市情報公開条例及び藤沢市個人情報の保護に関する条例の一部改正について

藤沢市情報公開条例及び藤沢市個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

2015年(平成27年)2月16日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市情報公開条例及び藤沢市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

(藤沢市情報公開条例の一部改正)

第1条 藤沢市情報公開条例(平成13年藤沢市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第11条第1項中「前条第2項」を「前条第3項」に改める。

(藤沢市個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第2条 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第23条第1号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条中藤沢市情報公開条例第11条の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、条例中において引用している独立行政法人通則法が改正されたこと等に伴い所要の改正をする必要による。